

今後の主なスケジュール

【 裁判期日 】

金沢地裁

日 時：次回 2月15日(木)午後1時半～
次々回 5月17日(木)午後1時半～
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

富山地裁

日 時：次回 4月16日(月)午後1時半～
次々回 7月23日(月)午後1時半～
場 所：富山地方裁判所 1号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

【 その他の主な活動予定 】

- 3月3日(土) 13時半～
全国恒久対策原弁会議@横浜ランドマークタワー25階
- 3月18日(日) 医療講演会・原告交流会@富山
- 6月24日(日) 原告団代議員総会@東京

■ B型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2017(平成29)年11月14日現在)

- 【全国】 提訴者数 25,591人(被害者数 23,416人)
和解者数 18,876人(被害者数 17,069人)
- 【北陸】 提訴者数 661人(被害者数 593人)
和解者数 461人(被害者数 403人)

知って役立つ豆知識

寒くなるとみかんの季節ですが、今回はみかんの仲間、グレープフルーツのお話です。グレープフルーツの中にあるフラノクマリン類という成分が、小腸の分解酵素の働きを邪魔して、薬の分解を遅らせるため、薬の効き目が強くでてしまい、副作用が現れる可能性が高くなります。

グレープフルーツと飲み合わせが悪い薬の代表例は主に、「高血圧薬」「不眠症治療薬」「免疫抑制剤」「高脂血症治療薬」の一部が該当します。同じタイプのお薬でも、影響がないお薬も多くあります。

どれぐらいの時間をおいた方が良いかは一概には言えません。完全に代謝酵素の影響が回復するには数日必要とされています。そのため、飲み合わせが悪いとされているお薬を服用している場合はグレープフルーツの摂取は避けたほうが良いでしょう。同じ柑橘系でも食べても問題ないとされている、みかんやレモン、オレンジなどを食べるようにしましょう。

なお、グレープフルーツとご自身が服用されているお薬の具体的な飲み合わせなどについては、主治医や薬剤師などにお問い合わせください。



カウンセリングを行っています

B型肝炎に関する悩みを臨床心理士がお聞きします。相談料は無料で、匿名での相談も可能です。

無料相談ダイヤル 0120-882-237 毎週2回(日曜日・月曜日) 相談時間 10:00~13:00、13:30~16:30

※本事業はメンタルヘルス(心の健康)に関するものです。裁判手続きについては各地の弁護団に、治療については医療機関にご相談ください。

編集後記

今号から編集後記のコーナーをもうけることになりました。編集者の「つぶやき」を100字程度で表現するものですが、もうこれだけで80字ほど使っています(笑)本格的な「つぶやき」は次号にお預けです(笑)【西山】

年明け早々大雪が降りましたね。福井市内では69cmの積雪でした。雪が降らない広島出身なので雪が降ると嬉しいのです。子どもは大はしゃぎです。さすがにこれだけ降ると雪かきが大変です【村上】

金沢に帰郷して早8年。子どもの頃に比べ、ずいぶん雪が少なくなったと感じていましたが、今シーズンは例年より雪が多いように思います。年始に雪かきをしていたところ、腰が…。皆様もお気を付けください。【中澤】



オレンジ通信

http://bkan-hokuriku.info/

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2018年1月19日 第11号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所 / 金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所 / 福井 0776-30-1371 泉法律事務所

本年もよろしくお願いたします

2018

今年も、原点に戻り大事な基礎作りにコツコツと励み、縁の下の力持ちになれるように努めます。なにより健康第一。笑顔で元気な一年を過ごしたいです。代表 川上ゆきえ

今年も皆様のおかげで、犬馬の労を惜しまず、感染拡大の防止や偏見差別の防止に取り組みで参ります。ご協力の程、宜しくお願い致します。副代表 袋井

ことしも交流会等に積極的に参加し、出席した方々と意見交換することで知識を深め、不安の解消と気持ちの安定に努めようと思います。世話人 塚田

今年も皆様と一緒に楽しく読んでいただきやすいオレンジ通信作りを心掛けていきます。世話人 藤田

今年も皆様のお力になれるように「聴く」を大切に行いたいと思っています。世話人 篠原

今年「戌犬(つちのえいぬ)の陽の土」にあたり、良い方に向け、悪い方に向け、悪い方に向け、残された課題に慎重に対応し、確実に前進していきたいと思えます。世話人 矢来

B型肝炎による慢性増殖性糸球体腎炎が進行して人工透析に。雨にも負けず風にも負けず、現実にも負けず、持ち前の明るさと前向きな性格で乗り切ります。世話人 中岡

「肝炎患者支援ハンドブック」を作成しました!



このたび、北陸原告団・弁護団では、「肝炎患者支援ハンドブック」を作成し、北陸三県の肝疾患連携拠点病院、専門医療機関、保健所等に配布しました。

ウイルス性肝炎患者のみなさまを支える福祉制度、給付金制度は様々な存在していますが、「全体像が分からない」というお声をいただいております。その原因は、医療費助成の制度は保健所等が窓口となり、障害年金については年金事務所等が窓口となり、身体障害者手帳制度は自治体が窓口となり、給付金制度については弁護団等が窓口になるなど、それぞれの制度ごとに窓口がバラバラで、さらに、自治体独自の制度もあつたりして、全体像を把握するのに適した資料が見当たらなかったことにあります。

そこで、北陸原告団・弁護団では、「ウイルス性肝炎患者を支える全ての制度を一冊に。」をコンセプトに「肝炎患者支援ハンドブック」を作成いたしました。このオレンジ通信に同封して、原告のみなさまにもお送りいたします。

現在、弁護団員が手分けして、北陸三県の肝疾患連携拠点病院、専門医療機関、保健所等に配布を行っており、概ね、配布が完了いたしました。病院や保健所等を通じてウイルス性肝炎患者のみなさまにお渡しすることを想定しています。ウイルス性肝炎患者「一人に一冊」配布し、すべてのウイルス性肝炎患者のみなさまが、給付金制度を含め、必要な支援制度をスムーズに利用できるようにしたいと考えています。

「肝炎患者支援ハンドブック」はNHK富山や各種新聞でも報道され、医療関係者や行政職員からも「こういう資料が欲しかった。」と大変好評をいただいております。今後、当然、支援制度の改正に合わせ、改訂していく予定です。

我々の粘り強い運動の結果、来年度に開始される見込みとなっている肝がん・重度肝硬変患者の一部に対する医療費助成制度も、国会で予算承認されれば、当然、ハンドブックに盛り込み、改訂する予定です。改訂に際しては、関係者のみなさまのご意見もいただき、より良いハンドブックにしていきたいと考えております。ぜひ、みなさまのご意見をお寄せいただければと思います。【弁護士西山貞義】

肝炎サポート国民大集会、開催！



2017年11月16日、東京国際フォーラムに全国各地から約1200名の原告・弁護士等が集まり、肝炎サポート国民大集会を開催しました。北陸からも、原告等約25名、弁護士6名が参加しました。

我々原告団・弁護団は、長年にわたり「肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度の創設」を求めて、国会請願署名運動等に取り組んできました。3年越しの粘り強い活動が実り、一昨年には国会請願が衆参両院で全会一致で採択され、そして、ついに、昨年夏には、厚労省が、肝がんの一部について医療費助成制度を創設する旨の概算要求を発表し、現在、来年度での実現に向けて、予算の国会承認が正念場を迎えています。先日閣議決定された予算案によれば、肝がんと重度肝硬変患者の一部について医療費助成を行う制度となっているようです。限定的でも医療費助成の制度が創設されようとしていることは大変大きな一歩ですが、他方で、今回、実現に向けて動いている医療費助成制度は、肝がんと肝硬変患者の中でもごく一部の方しか対象にならないなど我々が求めてきた肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度とは相当隔たりがあることも事実です。

今回の肝炎サポート国民大集会は、このような状況の中、2018年度中のさらなる重症者医療費助成制度の創設を求めて、原告団・弁護団や関係団体が結束するため開催されました。合わせて、大集会の前には、原告・弁護士で手分けして、衆参両院の議員事務所を訪れ、今後の活動への協力をお願いするなどしました。

大集会では、厚労省肝炎対策推進室長が「肝炎対策の歩みと今後の課題」と題して報告。「今年は診療報酬の改定等があり予算が取りにくい状況ではあったが、これまでの患者団体等との関係もあったことから、肝炎対策内で予算調整し、さらに、他の部局とも予算調整を行い、医療費助成制度創設のための予算確保にこぎ着けることができた。」などと生々しいお話を聞くことが出来ました。

さらに、「肝炎治療の最前線」と題して、国立国際医療研究センター肝炎情報センター長の考藤達哉先生にご講演をいただきました。講演では、B型肝炎についても5年以内の実用化を目指し新薬の開発が積極的に行われていることや肝硬変の治療薬については現在臨床試験が進められていることなど大変貴重なお話をうかがうことができました。我々の要求は着実に実現に向けて動いています。今後も、原告団・弁護団、一致団結して活動に取り組みしましょう。【弁護士 西山貞義】



参加原告の感想

特別国会が始まり衆参両院の議員の行動も慌ただしくなってきたようです。時期を同じくし、私達、全国B型肝炎原告団弁護団主催の東京肝炎サポート国民大集会が開催されました。集会を前に国会行動として議員事務所を訪れ、医療費助成の請願を実現のお願いに回りました。国会行動は、私にとって初めての体験でしたので、議員事務所では大変緊張しました。空港ほどではありませんが、携帯品のチェックとボディチェックを受けていよいよ各議員に会うために各議員事務所を目指しました。しかし、私達4名の意気込みとは反対に議員に会えたのは1名の議員だけでした。他の議員は外出中であつたり、秘書が対応してくれました。馳議員や議員秘書に更なる医療費助成とB型肝炎患者の恒久対策を求めました。議員本人に会えたのは馳議員だけでしたが、医療費助成の必要性を訴えました。特に私たちはがん保険に加入出来ないとの川上代表の発言には馳議員は驚いていたようです。私は、切々と訴える川上代表の言動に熱いものが込み上げてきました。議員はどのように受け止められたのでしょうか。少々疲れた頃に山田議員の秘書が対応してくださり、話を親身に聞いてくださり、秘書がいれて下さった冷茶の美味しさが忘れられませんでした。【石川県 N・H 70代】

11月16日に東京で開催された肝炎サポート国民大集会に参加させて頂きました。国立国際医療研究センター考藤氏による講演では、現在は腹腔鏡で肝生検を行っていますが、MREと言う検査法だと身体にも負担がかからず肝線維化を画像にて確認することが出来ることや、医学の進歩や治療薬の研究成果によりB型肝炎もC型肝炎同様少しずつではありますが「治る疾患」になって来ていると報告があり、病気で苦しんでいる患者様に明るい未来が見えてきたことを実感しました。今回、肝炎サポート集会に参加して本当に勉強になりました。【福井県 50代 男性】

除斥問題で全面勝訴判決獲得！【福岡地方裁判所】



2017年12月11日、福岡地方裁判所において、国が、「除斥期間」の経過を指摘して「損害賠償請求権が既に消滅している」と主張して争っていた原告の方2名について、全面勝訴判決が言い渡されました。

この2名の原告の方は、提訴の20年以上前にHBe抗原陽性の慢性肝炎を発症しています。その発症時点を起算点にすると、「不法行為の時から二十年を経過したとき」は損害賠償請求権が時効によって消滅する(これがいわゆる「除斥期間」)旨定めている民法724条後段の規定により、法的には、損害賠償請求できなくなるのです。実際、被告国は、同条の規定に基づき、このようなとても理不尽な主張を展開していました。

しかし、今回の2名の原告の方は、その後、HBe抗原陰性の慢性肝炎を「再発」しており、その再発時を起算点にすると、未だ除斥期間である20年を経過していないのです。つまり、損害賠償請求権は未だ消滅していないと解釈すべきなのです。そのため、全国原告団・弁護団では、まずは、この原告2名の方について、福岡地裁において、全国に先駆けて国と争っていました。

今回、福岡地裁は、我々原告団・弁護団の主張を全面的に認め、全面勝訴判決を言い渡しました。もっとも、我々原告団・弁護団の「控訴するな」の申入れを無視して、国は、不当にも、控訴しました。今後、舞台を福岡高等裁判所に移して再び国と争うこととなります。20年以上も長く苦しんだ人が救済されないという「除斥」の制度は、極めて理不尽であることは明らかです。しかし、民法上、除斥期間が明確に規定されてしまっている以上、「除斥」の壁を容易に突破することはできません。これからも、ご支援のほど、よろしくお願ひいたします。【弁護士 西山貞義】

参加原告の感想 『12月11日の判決を聴いて』 富山県・原告

今回の認容(勝訴)判決は至極当然の結果であつて何ら不可解なことではないと思います。正義が勝ったその一言に尽きると思います。より長く苦しんだ者が不利な状況に置かれる、そんなことがあっていいのか、いいはずがない、もしそんなことがあったらこの世の中何を信じて生きていけばいいのか解からなくなる。当たり前の結論。ただ正直なところ不安はありました。しかしながら正義は勝った。人生まだまだ捨てたもんじゃない。私も除斥対象だと言われています。16歳から、この病に苦しんできて、多くのものを失い今日まで来ました。私は闘う覚悟を固めました。原告団・弁護団のみなさま、力を貸してください。希望の光を勝ち取って次に繋げるために、宜しくお願ひ致します。今回は色々とうございました。

NO.3 我らの！弁護団員のご紹介

よしかわ けんじ
吉川 健司 弁護士(泉法律事務所)【役割】福井事務局

我らの弁護団員のご紹介をいたします。弁護士の意外な一面を知ってより一層親しみをもっていたいただければと思います。



- ① 北陸弁護団での役割は？…福井事務局(福井での弁護団会議の準備、原告交流会の準備、原告の担当割り振りなど)をしています
- ② 好きな食べ物は？…パン
- ③ 趣味は？…ジムに通うこと、サッカー観戦
- ④ 今までで1番嬉しかったことは？…嬉しい場合の比較は難しいのですが、あえていうなら司法試験に合格したことでしょうか
- ⑤ 一目惚れをしたことは？…記憶している限りではありませんが、幼少期はいろいろあったようです。
- ⑥ 弁護士になろうと思った理由は？…父親(弁護士)の影響と、学生時代に過労死の遺族の方のお話を聞いて、弁護士として過労死をなくすため何かしたいと思ったからです。
- ⑦ 最後に一言…被害者の方全員の救済を目指して頑張ります